

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

事業	取組	現計画の記載内容 取組内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
(1) 住みよい地域 環境づくり	不法投棄の防止	保健所や警察と協力し、監視ハトロールや 防止看板の設置による不法投棄防止の啓発 を進めます。また、住民による監視を呼びか けます。	住民課 産業・環境政策課	B:計画通りの取組 を行った	不法投棄の防止については、環境ハトロールを毎月実 施し、監視を行うとともに、苦情があれば不法投棄防止 啓発看板の貸し出しを行っている。 定期的なハトロールや啓発看板等の設置により、不法 投棄ごみは減少しており、地域環境の保全は図られて いる。
	ふん害等の防止	ペットの飼い主のマナーを高めるため、広報 紙、看板、ふん回収袋配布で啓発するととも に、監視ハトロールを進めます。	産業・環境政策課	B:計画通りの取組 を行った	ふん害等の防止については、ふん害ハトロールを毎月 実施し、監視を行うとともに、苦情があればふん害防止 啓発看板の貸し出しを行っている。 その他、町広報誌での定期的な啓発記事の掲載やふ ん回収袋等の啓発品を配布し、ふん害防止に努めてい る。
	身近な公園の整備	住民のやすらぎやふれあいの場となる身近 な公園の計画的な整備に努めます。また、公 園について、段差解消や車いす用のトイレ改 修等のバリアフリー化を進めます。	建設課	B:計画通りの取組 を行った	概ね計画通りに達成できました。
(2) 安全・安心な まちづくり	自主防災組織の育成と支 援	災害時に住民が迅速に避難や対応できる よう、各地域における自主防災リーダーの育 成と支援するとともに、研修会の実施や必要 な資機材の整備を支援します。	総務課	B:計画通りの取組 を行った	年1回、自主防災リーダー研修会を開催し、防災に対 する啓発や意識向上を図っている。 また、各自治会(自主防災会)における、防災に関する 資機材や備蓄物資の購入等について、補助金を活用し ていたっている。
	地域における防犯・防災 への意識啓発	自治会や自主防災組織、サークル、広報紙 や講座等で防犯・防災への意識啓発を行いま す。	総務課	B:計画通りの取組 を行った	上記の研修会内で啓発を行っているほか、毎年9月1 日の防災の日にあわせて、特集記事を広報紙に掲載し ている。
	地域における防犯・防災 対策の推進	災害時だけでなく、日常的な支え合い活動 にも繋がる福祉マップづくりをはじめとする防 犯・防災対策の推進を図ります。	総務課	B:計画通りの取組 を行った	自治会(自主防災会)単位で作成する、タイムラインの 作成の促進を行い、それを簡略化した「災害避難カー ド」の作成率は約8割となっている。
	防災・防犯情報メール配 信システムの周知と利用 促進	町の登録型戸別受信システムへの登録を促 すとともに、京都府の防災・防犯情報メール への登録もあわせて啓発します。	総務課	B:計画通りの取組 を行った	登録型戸別受信システム及び京都府防災・防犯情報 メールともに登録者の増加に向けて周知を行っている。
	安全な道路環境の整備	住民要望を踏まえ、順次交通安全施設の設 置や幅員拡大等の整備を進めます。	建設課	B:計画通りの取組 を行った	概ね計画通りに達成できました。
	交通安全運動の推進	交通安全対策協議会や警察と連携し、交通 マナーの遵守や交通安全意識の啓発を進め ます。また、交通安全教室の実施、小学校区 ごとの、登下校時の見守りの実施を行いま す。	建設課	B:計画通りの取組 を行った	概ね計画通りに達成できました。
地域防災・減災講座の開 催	災害に対する住民の意識向上を図るため、 町社協議員の出前講座として実施しながら、 開催の呼びかけについても継続的に行いま す。	社会福祉協議会	D:いまだに取組め ていない	コロナ禍の中でもあり、出前講座と言う形は出来ていな かった。	
災害時要支援者の把握と 福祉マップづくりの推進	活動の重要性の啓発に努め、地域福祉活動 研修会や町社協出前講座等で福祉マップ作 成を促します。また、支え合いマップとして、 普段の地域福祉活動にも活用を進めます。	社会福祉協議会	D:いまだに取組め ていない	出前講座等で福祉マップ、支え合いマップの説明を行っ ていますが、地域から問い合わせ等がない状態に至っ ていない状況である。	
災害ボランティアセンター 設置運用訓練の実施	参加対象を広げ、継続的にボランティアセ ンター設置運用訓練を開催(毎年度1回以上) することにより認知度を上昇させ、災害時に 迅速に対応できるキーパーソンの育成に努 めます。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組 を行った	災害ボランティアセンター設置運用訓練としては以前は 体験型を行っていたが、令和4年度は机上訓練を行っ た。	

方向性	取組内容	計画後半に向けて	今後の方針
2:継続	計画前半と同様、ハトロールによる監視や啓 発看板の貸し出しを行うとともに、「不法投棄 監視中」等のマグネットシートを作成して役場 公用車等に貼付して啓発を行う予定としてい る。		不法投棄の防止については、警察や京都府 と連携するのはもちろんのこと、地域住民や 事業者と連携し、全庁的な取組となるよう協 力体制の構築に取り組んでいく。 環境ハトロールの強化(回数・地域)や地域 住民との情報共有を図りながら、引き続き不 法投棄防止に向け取組んでいく。
2:継続	計画前半と同様、ハトロールによる監視や啓 発看板の貸し出し、ふん回収袋等の配布、 啓発記事の掲載など継続して取り組んでい く。		今後も継続的に取組を進める中で、ふん害 苦情が寄せられた箇所を重点的にハトロー ルを実施するとともに、時間帯や啓発方法等 の効果検証を行うことで、より効果的なハト ロールとなるよう努める。
2:継続	住民のやすらぎやふれあいの場となる身近 な公園の計画的な整備に努めます。また、公 園について、段差解消や車いす用のトイレ改 修等のバリアフリー化を進めます。		引き続き、公園整備を計画的に進めます。
2:継続	更なる意識向上のため、継続して実施してい く。		これまでの取組を引き続き実施し、防災士の 資格取得の促進を図っていく。
2:継続	更なる意識向上のため、継続して実施してい く。		引き続き、広報紙等で意識啓発を行い、防災 意識の向上につなげていく。
2:継続	作成率向上のため、継続して実施していく。		自治会等に対して、作成しておくことの重要 性を説き、作成率向上を図っていく。
2:継続	登録者増加に向けて、継続して実施してい く。		当該システムの認知度を上げ、登録者の増 加を目指し、継続して周知を実施していく。
2:継続	住民要望を踏まえ、順次交通安全施設の設 置や幅員拡大等の整備を進めます。		引き続き、交通安全施設(交通安全灯、看板 等)の設置を進めます。
2:継続	交通安全対策協議会や警察と連携し、交通 マナーの遵守や交通安全意識の啓発を進め ます。また、交通安全教室の実施を行いま す。		引き続き、関係団体と連携し、交通安全意識 の高揚を目的とした取組を進めます。
2:継続	ここ数年で風水害の発生により、府内外でも 被害が出ている中で出前講座を含めて啓発 を行っている。		自治会、町内企業等と連携しながら出前講 座を通して地域防災、減災について考える場 を作っていく
2:継続	現在は福祉マップ、ささえあいマップについて 取り組めていなかったため、引き続き取り組 みを行っていく事とする。		福祉マップやささえあいマップは地域の互 助、共助の面から言っても重要なツールだと 考えます。今後も地域に働きかけを行ってい く
2:継続	風水害の被害で災害ボランティアの活動が 報道されている中、災害ボランティア登録を はじめと運営に関わっていただく方の養成 にも努めていきたい		災害ボランティアセンター設置運用訓練を行 うことで町民の皆さんに認知を進めていく、

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

事業	取組	現計画の記載内容 取組内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
(3) 配慮が必要な方への支援	虐待の未然防止と迅速な対応の実施	相談体制の充実や各関係機関の連携強化による、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、令和3年度には子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待に対して専門性を持って対応できる拠点づくりを行います。	総務課 福祉課 子育て支援課 学校教育課	A: 計画以上の充実した取組を行った	・警察等からの情報提供を通じてケース会議にあげるなど虐待防止に取組んだ。 ・令和3年度に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を兼ねた「子ども応援センターはくくみ」を設置した。児童虐待においては令和4年2月に「久御山町児童虐待防止対応マニュアル」を策定し、関係機関に配布し、連携強化を行った。 ・相談体制を充実、また、子育て支援課総合支援拠点の「はくくみ」との連携。
	生活困窮者(世帯)への支援	生活困窮者(世帯)の早期発見及び生活保護者(世帯)の自立生活支援を行います。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	京都府山城北保健所や関係機関と連携し、生活困窮者(世帯)への支援を行った。
	犯罪被害者への支援	犯罪被害に遭われた人やその遺族・家族の人が受けた精神的負担を軽減するため、相談窓口の開設や経済的支援を含めた総合的な支援を行います。	総務課	B: 計画通りの取組を行った	対象事業は少ないが、被害者本人及び家族等の負担軽減のための支援制度を活用していただいている。
	引きこもりがちな方の社会参加への支援	引きこもりがちな方の社会参加を促すため、抱えるさまざまな問題について適切な支援が行える体制づくりを進めます。あわせて、交流や社会復帰、就労のための訓練の機会、憩いの場の創出を検討します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	「くらしとごとの相談」や「こどもの育ち・おとなの自立支援相談室」などを通して、相談できる環境づくりを行った。また、府の脱引きこもり支援センターなどと連携を図るなど支援体制づくりを行った。
	ごみ出しが困難な世帯への福祉収集サービスの検討	ごみを収集場所へ出すのが困難な世帯に対して、住民同士の助け合いと安否確認もかねて、ごみ出しのあり方を検討し、新たなサービスの開発に繋げます。	住民課	B: 計画通りの取組を行った	家庭ごみの収集はステーション回収を基本としているが、ごみ出し困難者に対しては戸別回収を実施している。
	認知症の人への対応	認知症になっても家族とともに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい知識の啓発や相談体制の整備、家族への支援、地域での見守り環境の整備を行います。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	認知症カフェや認知症に関する講演会を開催するなど、家族への支援や正しい知識の啓発を行った。
	家族介護者・介助者への支援	家族介護者の心身の負担をより軽減するよう、現在の家族介護者の交流事業のあり方を検討するとともに、介護者支援事業の充実を図ります。また、障害のある人の家族会の活動支援を進めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	コロナにより、家族介護者交流事業など一部事業を中止していた時期があったが、概ね計画通りに実施した。
	すき間のない支援の推進	制度の狭間でサービスを受けられていない、さまざまな配慮が必要な人の個々のニーズに対応した、個別支援の充実を努めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	それぞれに必要なサービスに繋げられるよう個別相談を行った。
	認知症キャラバンメイトに関する研修会等の開催	キャラバンメイトとして活動する人を増やすため、研修会の開催を検討します。また、定期的に集まる機会を持つことで、キャラバンメイトの資質向上を図り、メイトのみで養成講座を開催できる力を持っていただきます。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	社協とキャラバンメイトが主導した認知症サポーター養成講座は開催している。今後、メイトのみで養成講座が開催できるよう支援していく。
	認知症サポーター養成講座の開催と呼びかけ	継続的にさまざまな機会や場所での講座の開催をめざして働きかけます。また、町全体に向けた講座等も開催し、認知症の理解を深め、支援者を養成します。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	コロナの影響もあり広く講座の開催ができていない
貸付相談の受け付け	生活課題が深刻化する前に相談に来てもらえるよう、より気軽に相談できる窓口づくりを進めます。また相談の対応も継続しつつ、相談窓口の連携、貸付後のフォローにも力をいれ、相談者の自立に向けた支援を行います。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	滞納が早期の借受人へのフォローはできているが、滞納が長期にわたる借受人に関しては、対応が困難なケースが多い	
各種貸付の実施	社協貸付基金、生活福祉資金、総合支援資金、長期貸付基金等の貸付等、状況に応じた制度の活用を進めます。	社会福祉協議会	A: 計画以上の充実した取組を行った	生活状況に応じた制度を活用できるように支援ができていく	
介護保険事業所・障害福祉事業所等の体制整備	町社協において、住民のニーズに柔軟に対応できる事業所や職員の体制整備を行います。また今後も継続してサービスが提供できるよう人材確保等に取り組みます。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	町内福祉事業所、障がい事業所が連携し出前講座の調整等や、研修会を行った。	

方向性	取組内容	計画後半に向けて 今後の方針
3: 見直し・改善	こども園・小中学校と連携会議を行い、虐待の早期発見・早期対応できるよう連携の強化を継続して行う。	・児童福祉法の改正に伴う子ども家庭センターの設置に向け準備する。 ・今後も、関係機関等と協力し、早期対応に努めます。
2: 継続	生活困窮者(世帯)の早期発見及び生活保護者(世帯)の自立生活支援を行います。	引き続き、山城北保健所や関係機関と連携し、生活困窮者への支援取組む。
2: 継続	継続して負担軽減を図る。	支援対象事業が発生した際は、迅速な対応を図り、被害者等の負担軽減に努める。
2: 継続	引きこもりがちな方の社会参加を促すため、抱えるさまざまな問題について適切な支援が行える体制づくりを進めます。あわせて、交流や社会復帰、就労のための訓練の機会、憩いの場の創出を検討します。	孤独感・孤立感や行きづらさを感じる引きこもりの方や、その家族が必要な支援を受けられるよう、引き続き体制づくりを進めます。
2: 継続	ごみを収集場所へ出すのが困難な世帯に対して、住民同士の助け合いと安否確認もかねて、ごみ出しのあり方を検討し、新たなサービスの開発に繋げます。	引き続き戸別回収の実施を行うとともに、希望があれば安否確認も含めた収集サービスを検討する。
2: 継続	認知症になっても家族とともに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい知識の啓発や相談体制の整備、家族への支援、地域での見守り環境の整備を行います。	引き続き、認知症に対する正しい理解や家族等への支援、見守り環境の整備等を行います。
2: 継続	家族介護者の心身の負担をより軽減するよう、現在の家族介護者の交流事業のあり方を検討するとともに、介護者支援事業の充実を図ります。また、障害のある人の家族会の活動支援を進めます。	家族介護者交流事業や介護者支援事業のあり方を検討する中で、事業の充実を図って行きます。
2: 継続	制度の狭間でサービスを受けられていない、さまざまな配慮が必要な人の個々のニーズに対応した、個別支援の充実を努めます。	引き続き、必要の人に必要サービスが受けられるよう支援の充実を努めます。
1: 重点・拡大	研修会の充実を新しいメイトが、自ら運営できるように定期的に勉強会を実施する	メイトが定期的に集まれるような場を作っていく
1: 重点・拡大	町内企業等にも積極的に広報をすることで、広く理解を進めていく。	町内の学校や企業、自治会、地域福祉会等に広く講座の案内をする。
3: 見直し・改善	滞納されている方への連絡を継続していく。またあったか京都寄り強いワーカーを配置することで、生活困窮が続く借受人が地域で安心して暮らすことができる社会作りを進めます。	必要に応じて訪問を行うことで信頼関係を築いていく
2: 継続	社協貸付付けは、他制度優先にはなるとは考えられるが、制度を継続する	制度を継続し、他の福祉制度につなげることも考えながら進めていく
2: 継続	福祉、障がい事業所相互のサービス向上を図るとともに、施設間の交流を図る	定期的開催することで顔の見える関係を作る

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

事業	取組	現計画の記載内容 取組内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
	福祉職員研修会の開催	利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、町社協職員だけでなく、町内福祉事業所に勤務する職員全体向けの資質向上研修会を開催します。	社会福祉協議会	A:計画以上の充実した取組を行った	今までの福祉事業所だけでなく、障がい事業所等への案内を行うことで、参加者が増え各施設の資質向上につなげることができた
	ささえ愛サービスの充実	ささえ愛サービスの支援内容や支援の質を拡充し、配慮が必要な住民それぞれの安定した生活しやすい環境づくりを進めます。また、協力者の増員を図るために、啓発活動にも取り組みます。	社会福祉協議会	A:計画以上の充実した取組を行った	活動者であるハート会員の交流会を年4回実施し、活動者同士の交流を図るとともに、会員の資質向上を図ることができた。

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
1:重点・拡大	専門職だけでなく、地域で活動されているボランティアなど、直接地域住民とか関わられている方にも参加の機会を作る	研修会を通して資質向上だけではなく、職員間の連携強化を図っていく
2:継続	ハート会員の交流会や研修会の実施	利用会員が増えるように広報を行うとともにサービスの充実を図る

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

事業	取組	現計画の記載内容		担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容				
(1) 公共交通の充実と移動手段の確保等	移動や公共交通利用への支援	高齢者のバス利用の助成等、移動支援サービスの実施等に努めます。住民と町がともに地域交通のあり方を検討する久御山町地域公共交通協議会を開催し、よりよい交通システムについて検討します。	福祉課 新市街地整備課	B:計画通りの取組を行った	高齢者への支援として、70歳以上の住民を対象に、バスの回数券購入の際の半額助成を行った。また、久御山町地域公共交通協議会の中で、今後の新たな公共交通の可能性について意見交換を行った。久御山町地域公共交通協議会において、地域交通のあり方について意見交換を行った。	
	外出機会の促進	住民や社協等と協力することで、誰もが外出しやすい環境づくりを進めます。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	社会福祉協議会のボランティア団体における買い物サービスや送迎サービスなどの利用による外出機会の促進を図った。	
	高齢社会を見据えた地域交通の検討	通院や買い物、金融機関等への移動に不便を感じる高齢者等への支援と、新たな地域交通のあり方を検討します。	福祉課 新市街地整備課	B:計画通りの取組を行った	・移動困難者の負担軽減を図るとともに、外出の機会の創出と移動の円滑化を図るため、のってこ優タクシー事業を実施した。 ・路線バスの補完的役割として、地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消を図るため、デマンド集合タクシー(のってこタクシー)を導入した。	
	買い物支援の実施	食料品等の日常の買い物が困難な人に対する支援として、住民活動による買い物代行支援センター(対センター)や民間業者による宅配サービス支援等について検討します。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	社会福祉協議会の買い物送迎サービスや、民生児童委員協議会の買い物ボランティア等により買い物困難者への支援を行った。	
	ささえ愛サービス(移送サービス)の推進	住民参加型の在宅福祉活動として協会の確保と養成に重点を置き、広報告知と研修会を実施します。また、利用会員についても啓発を進めることで増加をめざします。なお、他機関の実施する同様のサービスやボランティア活動との連携体制も確立します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	ハート会員の交流会を交流会を年4回行い、活動者の質向上を図り、広報活動においても全戸配布でハート会員の募集を行い、社協の広報誌でも募集と啓発を行った。	
	ゆったりケアサービスの推進	町社協の訪問介護利用者のうち、通院等介護保険で対応できない人を対象に外出を支援する「ゆったりケアサービス」を実施します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	必要に応じて支援を行った	
	買い物送迎サービスの推進	町社協の訪問介護利用者のうち、通院等介護保険で対応できない人を対象に外出を支援する「ゆったりケアサービス」を実施します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	利用者が増えたことにより、サービスについての意見交換を行った。また、意見交換を行うことにより、買い物送迎サービスに携わるボランティアに集まっていただけておこなうことができた。	
(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	ユニバーサルデザインの啓発	広報紙やイベントなどを通じて、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。	福祉課	C:取組んでいるが不十分である	ユニバーサルデザインの考え方や「京都府福祉のまちづくり条例」などに基づき、各課等において事業実施を行っているが、広く啓発等はできていない。	
	安心して歩ける道路の整備	町道について、ユニバーサルデザインの観点で、歩道等の整備に努めます。また、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を進めます。	建設課	B:計画通りの取組を行った	概ね計画通りに達成できました。	
	公共施設、学校改修	各公共施設、学校施設において、さらなるバリアフリー化を進めます。	企画財政課 福祉課 学校教育課 生涯学習応援課	B:計画通りの取組を行った	・公共施設等のバリアフリー化については、各施設管理課によって実施しているところであるが、新たなバリアフリー化の要望等があれば検討することとし、必要があれば実施していく。 ・全世代・全職員活躍まちづくりセンターの整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた協議を行うなか、設計に取り組みできた。 ・エレベーター改修工事設計や自動扉改修工事などを行った。 ・長寿命化改修時にバリアフリー化を含め改修を実施予定。	
	ホームページの充実	誰もが情報が手に入れやすいよう対応した、ホームページ作成に努めます。	総務課	B:計画通りの取組を行った	R3年度にホームページのリニューアルを行い、スマートフォンのモバイルデバイスへの見やすさの向上や、多言語化対応、災害時の情報発信機能の拡充等を行った。	
	ホームページの充実	障害の有無に関係なく情報を取得できるように配慮したホームページの作成を行います。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	ユニバーサルデザインをベースに考え、読みやすいホームページの作成に努めた	
	情報誌やパンフレットの充実	紙媒体での情報提供について、視覚障害者等にも情報が届くよう、点字化や音声コードの導入などを検討します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	視覚障害者の方に社協より等の情報誌を点字に変換して渡している	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2.継続	高齢者のバス等回数券の購入助成等、移動支援サービスの実施に努めます。また、住民と町がともに地域交通のあり方を検討する久御山町地域公共交通協議会を開催し、新たな公共交通手段の導入の可能性について検討します。	前半に引き続き、高齢者のバスの回数券購入助成を行うとともに、公共交通を利用する上で課題を見いだし、よりよい公共交通の導入について、久御山町地域公共交通協議会で検討を図る。
2.継続	住民や社協等と協力することで、誰もが外出しやすい環境づくりを進めます。	引き続き、外出しやすい環境づくりを進め、外出機会の促進を図ります。
2.継続	高齢社会を見据えた地域交通のあり方を検討します。	引き続き、のってこ優タクシー事業を実施するとともに、移動困難者の方が少しでも不自由なく利用できるよう、地域公共交通のあり方について検討する。 前半に引き続き、デマンド集合タクシーの運行を継続するとともに、少しでも高齢者が不自由なく利用できるよう、地域公共交通のあり方について検討する。
2.継続	食料品等の日常の買い物が困難な人に対する支援として、住民活動による買い物代行支援センター(対センター)や民間業者による宅配サービス支援等について検討します。	継続実施により、買い物困難者の生活の質の向上を図るとともに、さらなる支援の充実を図ります。
2.継続	ハート会員確保のために引き続き広報活動を行う。ささえ愛サービスについてはまだまだ認知度が低いので利用会員向けにも広報活動を行う。	町内外事業所と連携し、サービスについての啓発と、同時に広報活動も行う。
2.継続	引き続き必要に応じて支援が必要な方にサービスを提供する	介護保険が利用できない方が対象のサービスということで今後も継続してサービスの提供が必要
2.継続	買い物送迎サービスに携わっていただいているボランティア確保を行うことで買い物送迎サービスの増回、増便の検討を行う。	サービスを必要とされる方への広報を行い、知ってもらうことを重点的に進める
2.継続	広報紙やイベントなどを通じて、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。	引き続き、ユニバーサルデザインの考え方や「京都府福祉のまちづくり条例」などに基づき事業を実施していくとともに、広報等を通じてユニバーサルデザインの考え方に広げて普及を図ります。
2.継続	町道について、ユニバーサルデザインの観点で、歩道等の整備に努めます。また、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を進めます。	引き続き、ユニバーサルデザインの観点で道路整備を進めます。
2.継続	各公共施設、学校施設において、さらなるバリアフリー化を進めます。	・関係課等と連携し、バリアフリーの取組をさらに進め、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインについての考え方の普及に努めるとともに、利用者ニーズや施設状況を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザインを推進します。 ・子どもから高齢者まで、身体障害者等全ての利用者が利用しやすい施設を目指し維持していく。 ・長寿命化計画に基づき改修を実施していく。
2.継続	ホームページの充実	あらゆる世代が見やすいホームページになるよう、各課に声をかけながら、見やすいホームページにしていきたい。
2.継続	ホームページの充実	福祉当事者団体との連携強化を図ることにより情報提供を行う場としてホームページを活用する
2.継続	情報誌やパンフレットの充実	引き続き視覚障害者等の情報が必要な方に、情報提供を来ない今まで以上に連携を図る
		情報が届くために必要なサービスや機器機器の導入を検討する

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

事業	取組	現計画の記載内容		担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容				
(3) 福祉情報の提供の充実	地域福祉を学ぶ機会の提供	自治会ごとの介護教室等の開催を進め、居宅で安心して生活を続けるための情報の提供を行います。	福祉課	B:計画通りの取組を行った。	集会所などに出向いた介護予防教室を実施し、要支援・要介護状態防止とともに、意識高揚を図った。	
	地域福祉参画に向けた情報取得機会の充実	福祉等に関する情報を広報紙やパンフレット、ホームページなどさまざまな媒体で提供できる体制を整えます。	福祉課	B:計画通りの取組を行った。	広報紙やホームページ、SNSなど必要に応じて情報提供を行った。	
	コミュニティ放送の活用	町のお知らせや話題、災害時の情報等をタイムリーに提供するため、FMうし放送の活用を図ります。	総務課	B:計画通りの取組を行った。	毎週月・木曜日の午前10時20分と午後5時から各10分、広報紙に掲載した内容を放送。また、1年度に4時間の特別番組を放送。	
	町出前講座の開催	町の制度や施策を理解できるよう、団体・グループの会議等に職員を講師として派遣し、わかりやすく説明します。	総務課	B:計画通りの取組を行った。	町の仕組みや事業、施策などを理解してもらうため、団体やグループの会議や会合などに職員を講師として派遣している。	
	地域福祉活動研修会や見守り活動研修会等の継続的な開催	町全体を対象とした地域福祉活動に関する学びの機会を継続的に開催します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った。	令和4年度の予定通り研修を行った。参加者は12名と多く、地域活動者、ボランティア、自治会、町内企業など、関係各所から参加があった。	
	少人数を対象とした福祉講座の開催や講師の派遣	自治会や事業所、学校等からの依頼により、少人数を対象として、身近な課題に触れていただくことのできる機会の提供を行います。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った。	今まで以上に社協と社協会費を住民に理解いただくために自治会や商工会に対して説明を行った。	
	終い支度セミナーの継続開催	高齢期における生活課題や先の不安などを解消するため、エンディングノートの書き方や生前整理のことなどを学ぶセミナーを開催します。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った。	コロナ禍で中止の回もあったが概ね計画通り開催できた。開催に関しては好評で参加される方は楽しみに参加されていた。	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2:継続	自治会ごとの介護教室等の開催を進め、居宅で安心して生活を続けるための情報の提供を行います。	引き続き、全地域(自治会)で実施できるよう周知・啓発に努めます。
2:継続	福祉等に関する情報を広報紙やパンフレット、ホームページなどさまざまな媒体で提供できる体制を整えます。	さまざまな広報媒体で情報提供を実施することにより、福祉等に関する情報の取得機会充実を図ります。
2:継続	町のお知らせや話題、災害時の情報等をタイムリーに提供するため、FMうし放送の活用を図ります。	現在の取組内容を継続していく。特別番組をうまく利用していきたい。
2:継続	町の制度や施策を理解できるよう、団体・グループの会議等に職員を講師として派遣し、わかりやすく説明します。	出前講座の内容を精査しながら、たくさんの方に利用いただけるよう周知方法に工夫しながら、啓発活動を行っていきたい。
2:継続	地域福祉活動研修会や見守り活動研修会等の継続的な開催	町内全域で、研修会を1回のみ開催していたが、地域ごとで開催することも検討する。
2:継続	少人数を対象とした福祉講座の開催や講師の派遣	町内の地域福祉推進のために地域住民が望む暮らしを、地域住民と一緒に考え組み立てていく地域コミュニティ作りを進めていく。
2:継続	終い支度セミナーの継続開催	参加者がある程度固定されているので、広報を充実し多くの町民が参加できるように広報の方法を考える。

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本3 地域住民の交流の場づくり

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容			
(1) 誰もが集える交流や憩いの場づくり	住民同士の多様な交流の促進	障害の有無等を問わず、子どもから高齢者まで、世代を超えて誰もが集える、住民同士のふれあいや交流を促進します。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	令和2年3月に策定した全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」構想～夢いっぱいコンバクトタウンくみやまCCAC構想～に基づき、年齢や性別、障害の有無を問わず誰もが交流できる「地域共生型」のまちづくりを推進し、事業に取り組んでいる。
	誰もが憩うつながりの居場所づくり	身近な地域で年齢を問わず誰もが気軽に立ち寄り、憩い、交流できる居場所の拡充を進めます。また、空き家の活用等による地域の居場所の構築を進めます。	企画財政課 建設課	B:計画通りの取組を行った	全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備については、誰もが憩うつながりの居場所づくりも目的の一つとして協議を重ね、設計に取り組んできた。
	生涯学習活動の促進	住民の自主的な生涯学習活動を支援し、リーダーの育成、活動場所の提供等を行います。	生涯学習応援課	B:計画通りの取組を行った	「いきが大学」に関しては、令和5年度はコロナ禍以前の取組に戻し、開閉講義、社会見学を各月10回開催を予定。参加人数も定員200名に対して185名の申込み。
	シニアクラブへの支援	高齢者の生きがい対策の充実を図るため、シニアクラブの充実を図ります。また活動支援を行います。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	高齢者の生きがいなどの活動を行うシニアクラブに対し、補助金の交付等の運営支援を行った。
	社会参加と生きがいづくりの推進	誰もが地域における役割を持ち、いきいきと輝き活躍できるような生きがいづくりの推進を行います。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	老人福祉センター見苑での教室開催などにより、生きがいづくりの推進を行った。
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	住民誰もが安心・安全に楽しめるイベントを実施し、住民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。	生涯学習応援課	B:計画通りの取組を行った	・第57回久御山町民運動会については、昨年度と同様に午前のみの開催を予定。 ・スポーツに親しむ日については、年2回開催予定。1回目は6月24日に実施。
	誰でもサロン活動の推進	引き続きサロン開設に向けた声かけを進めるとともに、今後は福祉当事者への支援として、認知症カフェ、障害者サロン、子育てサロンなどへと繋がるような声かけも進めていきます。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	つながりが希薄化していく中でありながら、つながりをやはり大切と考えられる方も多く誰でもサロンの開設をされるかた、地域が増えた
	世代や障害の有無を越えた交流事業	誰でもサロンの活用を前提として、既存の地域福祉会だけでなく、ボランティアなどさまざまな団体へ声かけを行い、交流の場づくりを進めます。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	コロナ禍で、従前の居場所がなくなりつつある状況の中で居場所は必要と考える。誰もが気軽に集える居場所が増加している。
	地域の居場所の増設	空き家等を活用した地域の居場所を増設し、さまざまな課題を持つ当事者や住民の居場所を充実させます。	社会福祉協議会	A:計画以上の充実した取組を行った	ほっとハウスちえんに生活支援コーディネーターが常駐することで以前と比べて利用の機会が増えてきている
	子育て支援活動の啓発	子育てサロン活動等の支援活動について、広報紙やチラシ、地方新聞等を活用し、さらに多くの人に参加してもらえるきっかけづくりを行います。	社会福祉協議会	A:計画以上の充実した取組を行った	子供の人数が減少している中で、親子交流の場作りとして子育てサロンを実施している。参加者が増えるようSNSを活用した周知広報を行っている。
子育てサロンの立ち上げ支援事業	誰でもサロン事業の活用を促し、おしゃべりサロンの参加者の増加を図って、新たな居場所の立ち上げに架けます。	社会福祉協議会	C:取組んでいるが不十分である	ちえさんハウスを活用した子育てに関する相談を通して悩みを解決したり、リフレッシュできる場を誰でもサロンとして立ち上げを行った。	
講座の開催	退職後の生き方についての啓発と人材能力開発と開発を主目的とし、健康保持・増進と生きがいづくりを図ることができる講座を継続的に開催し、シニア世代の地域デビューを支援します。 ※R4年度から隔年実施	社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	コロナ禍で取り組みができていない	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2:継続	障害の有無等を問わず、子どもから高齢者まで、世代を超えて誰もが集える、住民同士のふれあいや交流を促進します。	全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」構想～夢いっぱいコンバクトタウンくみやまCCAC構想～に基づき、久御山モデルの「地域共生社会」を実現に向けて取り組んでいく。
2:継続	身近な地域で年齢を問わず誰もが気軽に立ち寄り、憩い、交流できる居場所の拡充を進めます。	令和7年度の開館に向けて、引き続き、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備に取り組む。 引き続き、空き家の活用等の対策を進めます。
2:継続	計画とおりに開催予定。	例年、安定した参加者を得ているが、住民の生涯学習に対する自主性の育成という観点から考えれば、事業運営により一層携わってもらえるよう仕掛けていきたいと考える。
2:継続	高齢者の生きがい対策の充実を図るため、シニアクラブの充実を図ります。また活動支援を行います。	引き続き、シニアクラブに対し運営支援を行います。
2:継続	誰もが地域における役割を持ち、いきいきと輝き活躍できるような生きがいづくりの推進を行います。	引き続き、社会参加と生きがいづくりの推進を行います。
2:継続	・町民運動会 ・スポーツに親しむ日	・町民運動会については、町制70周年を見据えて来年度盛大に開催を予定。 ・スポーツに親しむ日については、従来どおり、年2回の開催を予定。
2:継続	やさしさの風や、社協だより等広報誌の活用を行い誰でもサロンを広報するとともに紙面で特集を組むことも検討する	広報誌等で宣伝し地域の誰でも集える居場所作りを進めていく
2:継続	事業の広報を行うとともに、居場所作りの必要性をみながら考えていく。	広報を行い、交流の場作りの必要性を話し合う場を設ける
1:重点・拡大	認知症当事者や、介護者など関係者が定期的に集える場としてさらに充実していく	包括や、居宅のケアマネ等と連携することで必要な情報が届くようにする
2:継続	今後も参加者の感想をききながら、ボランティアグループと意見を交わしながら興味を持ってもらえる企画を考え広報を行う。	現在の親子関係にあった催しを計画し、あわせて情報提供も行う
2:継続	カウンセラー等専門職の関わりや、絵本の読み聞かせなど、時期や参加者の内訳によって内容を企画する。	広報を行うことで悩みを抱えている親御さんの利用につながる。
3:見直し・改善	人との関わりが減って来ている中、定年の延長もありシニア世代の地域デビューに関心が高まっている。講座の開催がいろいろかは要検討していく。	今現在の風潮によって事業の方法の検討を行っている。

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本3 地域住民の交流の場づくり

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況・評価の理由等
		取組内容			
(2) 自治会活動の推進	自治会活動への支援	自治会活動を支援するため、町政協力金の支給や新たに住宅開発された地域等に対して自治会の組織化に向けて支援します。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	・毎年4月1日を基準日とする加入世帯数を積算根拠として町政協力金の支給を行った。 ・R3年度、R4年度と京都府立大学との協働研究を行い、久御山町自治会活性化戦略ビジョンの提案を受けるなか、各自治会にヒアリングを行い、自治会の現状の見える化と自治会活動活性化の課題を検討するため、自治会DSカルテを作成した。 ・コロナ禍で規模縮小となった自治会活動を再開させるきっかけとして、地域での行事等を開催する経費に対して補助金を支給した。
	自治会加入の促進	自治会の未組織化地域や加入率の特に低い自治会に対して、積極的に加入促進等の働きかけを行います。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	・連携協定を締結している文教大学の学生と協力するなかで、自治会加入促進パンフレットを作成し、全戸配布を行うことで、加入促進を行った。
	公会堂等への補助支援	老朽化した公会堂等の新增改築補助やバリアフリー化補助を行います。また未設置地区への公共施設の開放や施設整備補助を進めます。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	・申請のあった自治会に対して、新增改築補助を行った。
	自治会の児童遊園整備への支援	自治会が管理している簡易児童遊園の整備に対して事業費を補助し、支援します。	子育て支援課	B:計画通りの取組を行った	令和3年度に、申請のあった森自治会児童遊園において、①滑り台の更新、②鉄棒の設置、③U型車止めの設置の補助を実施。
	自治会と町、町社協の連携	自治会長会や住民懇談会等の継続的な開催による、自治会と町、町社協の連携の強化、住民意識の変革と担い手の掘り起こしに努めます。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	・年に2回(12月・2月)、自治会長会を行い、町からの情報を伝達している。
	自治会同士の交流の促進	自治会長同士の交流事業やイベントなどによって自治会同士の交流促進を図ります。	企画財政課	B:計画通りの取組を行った	・年に1回、自治会長サロンを実施し、自治会長間の連携を図っている。

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2:継続	自治会活動を支援するため、町政協力金の支給や新たに住宅開発された地域等に対して自治会の組織化に向けて支援します。	・町政協力金については、自治会活動の支援となるため、継続して支給する。 ・久御山町自治会活性化戦略ビジョン及び自治会DSカルテを活用し、自治会活動がより活性化する手段について検討する。 ・自治会活動をコロナ禍前のように再開していくため、自治会での行事等に係る経費に対し、補助金を支給する。
2:継続	自治会の未組織化地域や加入率の特に低い自治会に対して、積極的に加入促進等の働きかけを行います。	・引き続き、自治会への加入促進となる取組を検討・実施する。
2:継続	老朽化した公会堂等の新增改築補助やバリアフリー化補助を行います。また未設置地区への公共施設の開放や施設整備補助を進めます。	・自治会活動の拠点となる公会堂等について、自治会員が快適に利用できるよう、希望のある自治会に対して、相談のうえ、補助金を支給する。
2:継続	自治会からの申請に基づき、必要がある場合に事業費を補助し、支援します。	児童の健全な育成と安全を図るため、継続して実施します。
2:継続	自治会長会や住民懇談会等の継続的な開催による、自治会と町、町社協の連携の強化、住民意識の変革と担い手の掘り起こしに努めます。	・町と自治会長との連携のため、自治会長会を継続して実施する。
2:継続	自治会長同士の交流事業やイベントなどによって自治会同士の交流促進を図ります。	・自治会長間の連携のため、自治会長サロンを継続して実施する。

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本3 地域住民の交流の場づくり

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況・評価の理由等
		取組内容			
(3) 地域福祉・見守り活動の推進	見守り体制の整備	地域の誰もが顔なじみのあったかい地域となるよう、ひとり暮らし高齢者や認知症の人・障害者等への見守り活動や訪問活動の充実を図り、地域全体で緩やかに見守り合う「お互いさま」の気持ちをみんんで高める雰囲気づくりを進めます。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	民生児童委員の活動などを通じ、継続的に実施している。
	要配慮者の把握や地域における身近な支援の促進	住民が日頃から配慮が必要な地域内の住民を把握し、異変が生じた時や災害時に備えるよう、各住民団体の活動を促進します。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	関係機関と情報共有するとともに、民生児童委員の活動などを通じ、要配慮者などを把握し支援を行っている。
	訪問活動の促進	傾聴ボランティア活動を進めるなど、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動を促進・支援します。	福祉課	B:計画通りの取組を行った	社会福祉協議会への運営支援を行うことで実施を図った。
	傾聴ボランティア養成講座の開催	傾聴ボランティアグループ「こころ」と協働し、傾聴の大切さや技術を学ぶ研修会を開催し、ボランティアや地域活動者の資質向上を図ります。また、同時に傾聴ボランティアの増員にも繋がります。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	令和4年度に傾聴ボランティア講座を開催した。
	絆見守りネットワーク事業の啓発・周知	さまざまな媒体や機会を活用して、絆見守りネットワーク事業についての啓発・周知を行います。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	見守り啓発チラシの配布や地域の高齢者サロン等に出向いて説明を行った。
	見守りのふくろう隊員の増員・意識向上に向けた取組の実施	事業の啓発と同時に、実際に見守りを行ってもらえるよう、研修会等さまざまな機会でも動員活動を実施するとともに、ふくろう隊員の意識の向上に取り組めます。	社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	ふくろう隊員を含めた見守りに関わっていただく方々のあり方について検討した。
	コミュニティソーシャルワーカーの活動推進	地域包括支援センターや町社協に相談された個別事例に対応して、すぐに地域へ出向き、適切な機関と連携し、課題解決や継続的な支援をします。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	住民や関係機関から連絡のあったケースについては必要に応じて、個別に支援を行った
	校区ふくろう隊員組織の推進	地域での見守り活動の推進を図るため、ふくろう隊員の組織化を図り、校区ごとの研修会や調整会議等を実施し、地域内での見守り力の向上を図ります。	社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	見守り活動の組織化について検討していたため、校区ごとの研修会等は実施できていない。
	見守り協力企業との連携	町内企業等と地域での見守りについての協力体制をとることで、ネットワークの網の目をさらに細かいものにし、気になる人の見落としをなくす取組を進めます。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	やさしさの風へ地域の協力事業所を掲載するなど、改めてネットワークの構築に努めている
	地域福祉会での見守り活動の充実	地域での見守りや個別訪問活動について、それぞれの地域に応じた形で推進を図ります。また、地域において気になる方等の相談があった時に関係者が一同に会ってそれぞれのできることを出し合い、課題解決に向けた会議開催を進めます。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	地域で見守りが必要な人や、今後が不安な方には社協へ担当者から連絡が入るようになっている
高齢者世帯等実態調査の継続実施	民生児童委員との協働による高齢者世帯等の調査を実施し、見落としのない福祉ネットワークの推進に繋がります。	社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	3年に1回、民生児童委員協議会と社協が協働でおこなうことができました。	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2:継続	地域の誰もが顔なじみのあったかい地域となるよう、ひとり暮らし高齢者や認知症の人・障害者等への見守り活動や訪問活動の充実を図り、地域全体で緩やかに見守り合う「お互いさま」の気持ちをみんんで高める雰囲気づくりを進めます。	引き続き、地域全体で見守る雰囲気づくりを進めます。
2:継続	住民が日頃から配慮が必要な地域内の住民を把握し、異変が生じた時や災害時に備えられる環境づくりを促進します。	関係機関との情報共有などにより要配慮者の把握し、災害等の際には必要な支援に繋がれる環境づくりを図ります。
2:継続	傾聴ボランティア活動を進めるなど、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動を促進・支援します。	引き続き、関係機関と協力し、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動を促進・支援を図ります。
2:継続	今後も定期的に傾聴講座を行い会員の増員に向けて計画を進める。	高齢者の方々にとってコロナ禍で会話が減ってしまった中では必要なツールだと考える。今後も会員の増員を図りながら活動を充実させていきたい
2:継続	やさしさの風発行など、チラシ等を持って直接説明、啓発ができる機会を作る	広報を行うことで、より多くの住民へ絆見守りネットワークを知ってもらう。
3:見直し・改善	ふくろう隊員向けということではなく広く町民に向けた研修会の開催を進めるなど、新たなふくろう隊員等の活動について検討していく。	町民全員が見守りを行う意識を持ってもらうきっかけを作る。
2:継続	相談窓口設置についての広報、関連機関との連携、個別事例への迅速な対応	潜在的な課題の掘り起こしを行う
3:見直し・改善	広く町民に向けての研修会を行う	見守りが町内全域で行えるよう進める
2:継続	協力事業所のやさしさの風への取材と、引き続き見守り強化を進めるため研修会開催を継続開催する	新規の協力事業所を増やすことも大事ではあるが現段階ですべてに登録されている事業所と連携を深めることが大事だと考える
2:継続	現在の状況や活動を引き続き継続することで、見守りを充実させ、その上で新たに要見守り高齢者等がおられたら社協へ速やかに連絡をしてもらう。	コロナ禍で、なかなか地域高齢者の顔を見ることができない見守り活動がされていたので、コロナ前のような関係が深い見守り活動を行う
2:継続	民生委員の改選もあり3年に1回の調査を行っている。この調査で生活状況の変遷が把握できる。	この調査によって生活実態が把握できるため、今後も継続して協働調査を行う

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

事業	取組	現状の記載内容		担当課	中間評価	計画前年の取組状況、評価の理由等
		取組内容	取組内容			
(1) 地域福祉を知る機会の充実	地域福祉に関する周知と講座等の充実	地域福祉の考え方を知らせ、みずから課題として捉えてもらうための学びの場の提供を行い、主体的なまちづくりへの参加に繋げます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	地域福祉協議会での地域福祉活動研修会等さまざまな機会の中で、地域福祉に関する周知を行った。	
	企業の社会貢献活動の推進	町内を活動拠点とする企業と協働し、地域福祉推進と企業活動の両立をともにめざせる方策の検討を行います。	産業・環境政策課	B: 計画通りの取組を行った	就労ディレクター事業や就労・奨学金返済一括型支援事業費補助金等により企業の人材確保及び就労環境向上に取り組んでいる。	
	実践的な学びの場の提供	ハンディキャップ体験、福祉の仕事体験、ボランティア活動体験等、各種福祉関係団体が協働して、福祉に関係した実践的な学びの場を提供します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	これまで、ふれあい福祉まつりの体験を通して提供行っていたが、コロナ禍により福祉まつりを中止・開催方法の見直しを行った。	
	広報活動の充実	「広報くみやま」「町長カレンダー」、町社協広報紙「くみやま社協だより」その他パンフレットなどの紙面やホームページの充実を図り、住民の地域福祉についての理解を深めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	福祉に関する情報を広報紙やホームページ等により広報周知を図った。	
	自治会等への講座開催依頼	町社協出前講座の周知を積極的に行っています。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	自治会長、地域福祉支部長等を通じて出前講座を行っている	
	当該地域の課題抽出	高齢者等の実地調査や地域での懇談会等を行い、住民とともその地域が持つ課題を抽出して検討を進めます。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	高齢者等実地調査を3年に1回行い、対象者の状況把握は行っているが、懇談会の開催には至っていない	
	地域福祉講座の開催	町社協出前講座の周知を積極的に行うことで、地域で福祉を学び、地域に目を向ける機会の提供としています。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	自治会や学校、関係団体に福祉講座を行った	
	福祉協力員等の資質向上のための研修会の実施	サロン活動のプログラムや介護予防を目的とした運動、園レニングなどをスタッフがこなすよう、技術等の習得の機会を作ります。また、参加者の変化への気きをもとに地域の課題解決へ繋げることでできる体制を作ります。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	サロンスタッフや参加者を対象に講座の一環で介護予防の体験教室を行った	
	見守り活動への参加呼びかけの継続実施	生活課題を持つ地域住民を見逃さないネットワークの一員として企業にも見守り活動へ参加してもらい呼びかけを行います。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	年1回見守りネットワーク研修会を開催し、見守り活動についての説明を行った。	
	認知症サポーター養成講座の共同開催	認知症を理解する機会として認知症サポーター養成講座を商工会や企業、JA等と協働して企画、開催することで認知症の理解を深め、通称業務の中で認知症の難題に繋げ、社協や地域包括支援センターなどの連絡体制を構築していきます。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	企業等への講座開催の働きかけを行っているが実施には至っていない。	
	定期的な情報誌の発行	読者調査等を行い、掲載内容や発行時期等の調整を行いながら住民に親しんでもらえる広報誌として、紙面の充実を図っていきます。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	2ヶ月に1回隔数月に発行している。この情報誌の紙面内容を再検討し、関係企業へ取材を行い見守り活動への関心が高まった。	
	ホームページの充実とSNSの活用	ホームページにおける案内・報告等の内容更新を迅速に行い、きめ細かな情報提供に努めます。また、SNS等を活用することで幅広い世代への情報提供を促します。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	社協ホームページの内容を精査し、不要な情報の削除や情報の修正を行うことで全体が見やすくなった	
	高齢者・障害者によるやさしいお店情報誌の作成	高齢者や障害のある方等、日常生活に不便を感じている方の生活をかまひなくするため、作成した地域のお店情報誌を3年程度の間隔で修正加筆し、発行します。 ※R3年度・R6年度を予定	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	令和3年度には、従前のお店情報誌を更新し関係機関に配布を行い、対象の高齢者へも配布を行った	
	町社協紹介パンフレットの作成	地域福祉についての理解を深め、福祉団体を知ってもらうための社協ガイドブックについて、定期的な修正加筆が必要であるため、令和年度の間隔で新たなガイドブックを作成します。 ※R5年度を予定	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	社協の活動が住民に認知してもらえるようにガイドブックの更新を行った。	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	地域福祉の考え方を知らせ、みずから課題として捉えてもらうための学びの場の提供を行い、主体的なまちづくりへの参加に繋げます。	引き続き、地域福祉を知ってもらう機会を提供するとともに、多くの方にまちづくりに主体的に取り組むことの重要性を啓発していく。
2: 継続	計画前半と同様、引き続き企業の人材確保及び就労環境向上に取り組んでいる。	企業の人材確保は依然として課題となっているため、人事管理につながる就労環境向上の取組を継続して実施する。
2: 継続	ハンディキャップ体験、福祉の仕事体験、ボランティア活動体験等、各種福祉関係団体が協働して、福祉に関係した実践的な学びの場を提供します。	引き続き、各種体験等を通じた学びの場の提供を図っていきます。
2: 継続	「広報くみやま」「町長カレンダー」、町社協広報紙「くみやま社協だより」その他パンフレットなどの紙面やホームページの充実を図り、住民の地域福祉についての理解を深めます。	引き続き、福祉に関する情報を広報紙やホームページ等により広報周知を図ります。
2: 継続	自治会等への講座開催依頼	引き続き自治会長、地域福祉支部長等と連携をとりながら地域で出前講座の開催を行っていく
2: 継続	当該地域の課題抽出	調査では実際の生活状況の把握はできていないが、関係者との共有ができていないので、共有の方法等を検討する必要がある
2: 継続	地域福祉講座の開催	社協主催の昼講座や会議等イベント開催時に情報発信を行う
2: 継続	福祉協力員等の資質向上のための研修会の実施	継続してサロン活動の内容充実を図る。社協スタッフや参加者などには住民主体のサロンを目指す。
2: 継続	見守り活動への参加呼びかけの継続実施	継続的に絆見守りネットワーク研修会の開催を行う
3: 見直し・改善	認知症サポーター養成講座の共同開催	企業等への講座の開催について広報をしっかりとアプローチの方法を再検討する
1: 重点・拡大	定期的な情報誌の発行	継続して2ヶ月に1回発行を行い誌面の内容も検討を進める
2: 継続	ホームページの充実とSNSの活用	社協ホームページの更新とあわせて、SNSを活用した情報提供を行う
2: 継続	高齢者・障害者によるやさしいお店情報誌の作成	令和6年度に更新があるのでその時期までに関係機関等として配布をとることでスムーズに更新ができるよう進める
1: 重点・拡大	町社協紹介パンフレットの作成	作成したガイドブックを関係各所や必要としている方へ配布を行い社協の活動の周知に努めるとともに、出前講座等にも活用し広く周知できるようにする。

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

事業	取組	現計画の記載内容 取組内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
(2) 福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成	就学前における福祉教育の推進	認定こども園において、福祉施設訪問やシニアクラブとの交流活動を実施します。	学校教育課	C: 数組んでいるが不十分である	コロナ禍により、交流機会が減少
	小中学校における福祉教育の推進	小中学校と中学校で、介護体験等実践的な福祉の体験学習を実施するとともに、PTA、各種団体、ボランティアを通じて朝のあいさつ運動を行います。また、町社協や各種福祉団体において、児童や生徒の福祉に関する学びについての協力をし、子どもたちに人権意識や他者理解を進める機会を提供します。	学校教育課	C: 数組んでいるが不十分である	計画はしていたが、コロナ禍により、実施することができていない学校がある。
	道徳教育の推進	豊かな人間性を育む心の教育を推進するため、地域ぐるみの取組や集団生活を通じた指導を充実させます。	学校教育課	C: 数組んでいるが不十分である	コロナ禍により、地域との交流の機会の減少
	青少年の健全育成の支援	青少年健全育成協議会等の活動を推進するため、積極的に支援を行います。	生涯学習応援課	B: 計画通りの取組を行った	宿泊体験活動、参加児童生徒数32人。夏期休業中の町内夜間/ホール2回実施。子ども広場の開催、参加者数350人。
	小中学校等への福祉関係人材の派遣	学校等が実施する福祉を学ぶ授業等へ生活福祉指導員やボランティア活動者を派遣し、実際の声を聞き体験する機会を提供します。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	共同募金事業で福祉推進校事業において、小学校4、6年生、中学生は講師派遣を行った
	介護施設での福祉学習の受け入れ	中学校等が実施する職場体験の一環として、通所事業所等が学習者を受け入れ、生涯学習者として受け入れる機会を提供します。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	さつき苑サービスセンターにおいては中学生の福祉体験学習の受け入れを行った
(3) 人権尊重のまちづくり	ノーマライゼーション意識の向上	情報誌やイベントなど、さまざまな機会や方法を使い、障害等に起因して社会的に弱い立場に置かれがちな人々への住民の理解を促進し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組めるよう努めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	ノーマライゼーションの考え方や「京都府福祉のまちづくり条例」などに基づき、各課等において事業実施するよう努めた。
	子どもたちへの人権教育の推進	幼児・児童・生徒の生きる力の育成や発達段階に対応した体系的・計画的な人権教育を推進します。	学校教育課	B: 計画通りの取組を行った	各学校で教育課程に基づき実施。久御山学園でも全体研修として実施。
	人権啓発活動の推進	広報紙、パンフレット、街頭活動等を通じて人権啓発を展開します。	総務課 住民課	B: 計画通りの取組を行った	例年、年に2回イオンモール久御山で街頭啓発を行っているが、コロナ禍により2回中止となっている。そのため、窓口等に啓発物品を配布するなど、工夫をそて実施している。
	人権研修の推進	住民等を対象とした人権研修を行うとともに、町職員、教職員、福祉サービスマン等者を対象とした研修会を開催します。また、より時代に即した研修内容となるようテーマなどの検討・先実施に努めます。	総務課 住民課 学校教育課	B: 計画通りの取組を行った	・年に1回、住民を対象とした人権啓発研修会の実施や、職員に対しての人権研修会を実施している。 ・コロナ禍により、開催される研修が減少していたが、参加に努めた。
	人権相談の実施	差別や人権侵害、生活上の悩みなどに対応するため、関係機関と連携して相談を行います。	住民課	B: 計画通りの取組を行った	毎月1回の相談所開設にあたって町広報紙を活用し広く周知を行い、人権擁護委員による相談所を開設した。 毎月1回庁舎内での実施に加え、5月・10月にはゆうホールでも実施した。
	町社会福祉大会の開催	福祉活動の理解促進と福祉貢献者への感謝を表す大会を隔年で開催します。 ※隔年開催	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	2年に1回社会福祉大会を開催し令和5年度も開催する予定で計画を進めている
	ふれあい福祉まつりの開催	町内の在宅福祉、医療に関係のある団体や、ボランティアグループの参画を進め、より開かれた福祉まつりをめざします。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	令和4年度にコロナ以降中止していた福祉まつりを今年度とは違う形で再開した。
	広報周知活動の実施	広報紙やホームページなどを活用して当事者団体が発信できる機会の提供に努めます。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	情報誌や広報誌にて情報提供を行った
	地域と当事者をつなぐ事業	障害の有無や世代、性別に関係ない誰もが連携できる関係づくりをめざすため、当事者団体の方々が地域で関係づくりを進めることができる取組についてとにも考える機会を作ります。	社会福祉協議会	D: いまだに取組めていない	コロナ禍により計画前半では取組むことができていないが、開催方法や実施方法について検討を進めた。

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2. 継続	認定こども園において、福祉施設訪問やシニアクラブとの交流活動を実施します。	関係団体等と協議し、交流活動を実施していきます。
2. 継続	小中学校と中学校で、介護体験等実践的な福祉の体験学習を実施するとともに、PTA、各種団体、ボランティアを通じて朝のあいさつ運動を行います。また、町社協や各種福祉団体において、児童や生徒の福祉に関する学びについての協力をし、子どもたちに人権意識や他者理解を進める機会を提供します。	関係団体等と協議し、交流活動を実施していきます。
2. 継続	豊かな人間性を育む心の教育を推進するため、地域ぐるみの取組や集団生活を通じた指導を充実させます。	関係団体等と協議し、交流活動を実施していきます。
2. 継続	青少年主張発表。	青少年健全育成協議会等の活動を推進するため、積極的に支援を行います。
2. 継続	町内の小中学校、高等学校における福祉教育は重要であると考えられるため継続して各校と連携をとりながら進めていく	各校との連携によって新たなカリキュラム等の相談を受ける
2. 継続	中学生の福祉体験学習を受け入れることにより中学生が高齢者、障がい者の方々との接する機会が豊富だとと思われる。今後も継続する。	中学生の受け入れに際しては今後の成長過程でいかに影響が与えられると思われる。継続することで中学校との連携が深まると思う。
2. 継続	情報誌やイベントなど、さまざまな機会や方法を使い、障害等に起因して社会的に弱い立場に置かれがちな人々への住民の理解を促進し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組めるよう努めます。	引き続き、ノーマライゼーションの考え方や京都府福祉のまちづくり条例などに基づき、各課等において事業実施するよう努めます。
2. 継続	幼児・児童・生徒の生きる力の育成や発達段階に対応した体系的・計画的な人権教育を推進します。	引き続き、人権教育を推進します。
2. 継続	イオンモール久御山で街頭啓発、そして広報紙やホームページ等を利用した啓発活動の実施。	イオンモール久御山で街頭啓発、そして広報紙やホームページ等を用うま活用し、継続して啓発活動を行っていく。
2. 継続	講師の選定に工夫をしながら、住民や職員を対象とした人権啓発研修会の実施。	受講者を増やすための周知方法を検討しながら、継続して人権啓発研修会を実施していく。 人権研修等の充実にも努めます。
2. 継続	引き続き関係機関と連携し、人権擁護委員による相談所を開設する。 毎月1回庁舎内での実施に加え、5月・10月にはゆうホールでも実施予定。	複雑化・多様化する社会における様々な悩みを受け止めて、引き続き相談所の開設及び当事業の周知を図る。
2. 継続	長年に渡って社会福祉に寄与された方々に顕彰を行うことで、町内の社会福祉のさらなる充実を目指すことを目的に継続して開催を行う	久御山の特性を生かした新しい福祉事業に挑戦するため今までは違う観点から創意工夫しながら事業を進めていく。
2. 継続	コロナ以降イベント開催時には、集まることが難しくなっていることから新たな形の福祉まつりを開催する	継続して福祉まつりを開催し、地域活動者の場として活用できる場として開催していく
2. 継続	当事者団体との連携を図ることで広報誌や情報誌やホームページを通して情報発信を行う	介護、障がい事業所連携会議を通して情報交換や連携を図っていく。
3. 見直し・改善	地域と当事者をつなぐという形の事業のあり方を検討する	地域と当事者をつなぐという形の事業のあり方を検討するとともに関係各所との意見を開く機会とする

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課

コロナ禍等により新たに実施した取組や、計画後半(令和5～7年度)における新たな取組があれば、取組内容等を記載し

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本5 私もかかわるまちづくりの推進

事業	取組	現計画の記載内容		担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容				
(1) 住民による相互支援活動の展開	人材育成の推進	ボランティア講座等の実施により、広く住民にボランティア活動の啓発を行い、研修等による人材育成に努めます。		福祉課	B:計画通りの取組を行った	社会福祉協議会で実施される各種講座により取組んだ。
	住民や町社協等との協働の推進	地域福祉活動の活性化や多様な住民参加システムの構築を図りながら、住民と町、町社協等が協働する中で、それぞれの役割を果たし、さまざまな課題に取り組んでいきます。		福祉課	B:計画通りの取組を行った	必要に応じて社会福祉協議会等と協働の中で、様々な課題に取り組んだ。
	地域福祉を地域内で考える機会の充実	住民の地域福祉への理解を促進し、住民自身による生活課題の「認識→解決」の流れを促すために、地域における懇談会等の機会充実を図ります。		福祉課	B:計画通りの取組を行った	生活支援体制整備事業において、企業家談会、地域住民や高校生との意見交換会を行った。
	ボランティア活動の推進と住民活動への支援	ボランティア活動の推進を図るため、広く住民を対象としたボランティア講座のみでなく、より具体的に、活動に繋がるような研修会や講座の開催を進めます。		福祉課	B:計画通りの取組を行った	まちのお助け隊養成講座の実施や、社会福祉協議会における講座等の開催によりボランティア活動への推進に取り組んだ。
	福祉を学ぶ講座の開催	ハンディキャップ体験、社会福祉施設等での体験学習、ボランティア活動体験等、学校・企業・地域等の環境に応じた学びの機会の提供を行っています。		社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	小学校においては視覚障がい者の話、認知症サポーター養成講座、さつき苑サービスセンターにおいては中学生の体験学習の受け入れを行った
	町域での話し合いの機会の継続実施	町と町社協が主体的に実施する話し合いの機会を継続的に行うことで、地域福祉に関する理解を広げ、今後の町の福祉を担う人材の掘り起こしを行います。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	地域特性も考慮し開催規模の検討を行っていたため、話し合いの機会は設けられていない
	小地域での話し合いの機会の推進	自治会や地域福祉会等とともに、開催地域の実情に応じた話し合いの機会を作り、進めていきます。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	コロナ禍により、話し合いの機会は設けられていない
	サポーター研修の開催	地域で住民同士が支え合う仕組みを考え、実際に活動を進めていくばきサポーターを養成する研修会を連続講座の形式で年間2クール程度実施します。 ※令和3年度より実施予定		福祉課	B:計画通りの取組を行った	令和3年度からげんきサポーター養成講座を実施により、健康づくり活動の普及と介護予防運動を推進し、地域の見守り支援に協力いただく人材の養成を行った。
	げんきサポーターの活動推進事業	サポーター研修受講者の活動する場として、既存福祉団体等とのマッチング等を行うことにより、実活動に向けた基盤整備を行います。 ※令和3年度より実施予定		福祉課	D:いまだに取組めていない	新型コロナウイルス感染症の影響により、げんきサポーター養成講座受講者と、既存福祉団体等のマッチング等は実施できていない。
	ボランティア活動啓発事業	情報誌、パンフレットの作成等といった、ボランティア活動の推進を図るため、住民へのボランティア活動の啓発や単独発行のボランティア情報誌を継続的に発行し、ボランティア活動への啓発を行います。		社会福祉協議会	B:計画通りの取組を行った	情報誌の発行(4月)を行うことで、ボランティア活動についての啓発を行った
	ボランティア活動別講座の開催	ボランティア活動への参加のきっかけや活動に必要な基本理念等を身につける機会として、引き続き各種ボランティア講座を開催します。また受講者のグループ化を図り、活動へ繋げます。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	コロナ禍により、ボランティア講座は開催していない
	ボランティアの集いの開催	ボランティアグループや個人登録ボランティアが一同に集まり、お互いの活動の紹介や現状の報告を行い、相互理解を深めるため、引き続きボランティアの集いを開催します。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	コロナ禍により、ボランティア活動者の集まりは開催できていない
	ボランティアグループ代表者会議の開催	ボランティア活動の継続化、活性化等についてのボランティア間の意見交換・情報交換の場を設け、ボランティアグループ間の連携の強化を図ります。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	コロナ禍により、代表者会議は行っていない
	ボランティアニーズの把握と情報整理	福祉ニーズ調査等を用いてボランティアニーズの把握や新たな地域の情報収集を実施し、ボランティア活動の場の提供や養成を行います。		社会福祉協議会	D:いまだに取組めていない	利用者、関係者からの相談により需給調整は行ったが、ボランティアニーズの把握等までは行っていない。

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2:継続	ボランティア講座等の実施により、広く住民にボランティア活動の啓発を行い、研修等による人材育成に努めます。	引き続き、各種講座の実施により啓発・人材育成に努めます。
2:継続	住民と町、町社協等が協働する中で、それぞれの役割を果たし、さまざまな課題に取り組んでいきます。	引き続き、必要に応じて社会福祉協議会等と協働する中で、様々な課題に取り組みます。
2:継続	住民の地域福祉への理解を促進し、住民自身による生活課題の「認識→解決」の流れを促すために、地域における懇談会等の機会充実を図ります。	引き続き、新たな地域の交流の場となる機会の充実を図ります。
2:継続	ボランティア活動の推進を図るため、広く住民を対象としたボランティア講座のみでなく、より具体的に、活動に繋がるような研修会や講座の開催を進めます。	引き続き、ボランティア活動への推進を図ります。
2:継続	福祉体験学習に関して、小中学校に重要性を説明・理解を促す	福祉体験学習を継続することで、小中学校との連携をとる
4:廃止		地域特性の違いもあり、町域ではなく小地域での話し合いの機会づくりへ見直すため廃止とした。
3:見直し・改善	小地域での話し合いや地域課題を共有する場として進める	関係者が集まって地域の課題などの話をすることで、情報の共有を行うことができる
2:継続	地域で住民同士が支え合う仕組みを考え、実際に活動を進めて人材を養成する研修会等を実施します。	歩くまちみやま事業との協働を検討するなかで、より良い事業実施に努めます。
2:継続	げんきサポーター養成講座受講者の活動の場の基盤整備を行います。	既存福祉団体等とのマッチングにとらわれない活動の場の創設に向け取り組めます。
2:継続	引き続き情報誌の発行、情報提供を行う	情報誌の内容に関して委員会等で検討を行う
2:継続	ボランティア講座を開催し、地域住民への活動を促し、地域福祉の推進に努める	継続的なおなかつ定期的ボランティア講座を行えるよう計画する
2:継続	ボランティア同士が顔が見える関係作りを行い横のつながりを再構築する。	定期的開催することでボランティア同士の交流ができる
2:継続	代表者間の意見交換等交流は必要であると考えるので、再開し開催をする方向で進める	定期的な代表者間の意見交換をする場は必要であると考える
2:継続	関係者や住民との相談を積極的にいい利用者等の掘り起こしニーズの把握に努める	関係団体等と連携をとり、ボランティアニーズの相談があるときには速やかに相談体制がとれるよう努める

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本5 私もかかわるまちづくりの推進

事業	取組	現計画の記載内容		担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容	取組内容			
(2) 各種団体活動の充実とネットワークの強化	住民活動団体同士の交流促進	グループや組織、関係団体等が交流する場を提供し、相互理解を深め、住民活動の充実が図れるよう努めます。また、町社協においても、各種団体と連携を図り、会員増加への支援を進めていきます。	企画財政課 社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	・自治会長会や自治会長サロンを通じて、地域間の連携が取れる場を提供した。 ・自治会活動を支援する補助金制度を創設し、交流する場をつくりやすい環境を整えた。 ・社協における各関係団体会員増加への支援の取り組みはできていない	
	当事者の組織化支援	当事者の交流と連携を図り、その組織化及び活性化を推進します。	企画財政課	B: 計画通りの取組を行った	・自治会については、自治会活動がより活性化するように加入促進/パンフレットの配布や補助金制度を創設して支援を行っている。	
	自治会と福祉会の連携	自治会と福祉会の交流等を促進し、ともに地域福祉へ取り組めるよう連携を図ります。	企画財政課	B: 計画通りの取組を行った	・自治会に対して、白黒コピーを無料で提供している。自治会だより等で福祉関係のイベントを周知するため、印刷等に協力している。	
	当事者組織や当事者を支える組織の設立支援	既存の福祉イベントを主要な交流の場として活動する上で、誰でもサロンの活用に向けた広報周知を行い、当事者同士が集まれる機会の支援を行うことで組織化に向けたきっかけと位置づけます。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	誰でもサロン活動者の交流会を開催。ただ、誰でもサロン活動に携わっていない人への広報はできていない	
(3) 支援者をつなぐセーフティネットの構築	住民や関係機関の連携	住民や関係機関等が連携して福祉活動に対する意識の高揚を図り、地域福祉のネットワークを築いていきます。見守りネット全体会議やその他事業を活用して、地域福祉会や住民と各関係機関が交流や連携を図れる取組を進める。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	見守りネットワーク事業の実施により、地域福祉会や関係機関の連携を進めた。	
	地域福祉リーダーの育成	福祉のネットワークを拡充するため、研修会や勉強会を継続的に開催することにより、地域福祉におけるリーダー層の育成を図ります。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	見守りネットワーク全体研修会やその他の研修により、人材育成に取組んだ。	
	地域福祉活動研修会の開催	各関係者の意見交換や交流の場としても活用するため、開催回数や開催内容の検討を行います。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	年1回地域福祉活動を実施している	

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	・グループや組織、関係団体等が交流する場を提供し、相互理解を深め、住民活動の充実が図れるよう努めます。また、町社協においても、各種団体と連携を図り、会員増加への支援を進めていきます。 ・社協においては、高齢化が進む中どのような働きかけによって会員増加ができるのかを考え事業内容を検討する。	・自治会長会及び自治会長サロンを継続して開催し、場の提供を行う。 ・社協においては、会員増加に向けて広範を行うとともに団体と意見を交わして事業の進む方向を検討する
2: 継続	当事者の交流と連携を図り、その組織化及び活性化を推進します。	・自治会がより活性化するように活動支援を行う。
2: 継続	自治会と福祉会の交流等を促進し、ともに地域福祉へ取り組めるよう連携を図ります。	・自治会において、福祉関係の取組が円滑に進むよう支援する。
3: 見直し・改善	誰でもサロン活動に関して周知できていない住民向けの研修会を行う	研修会などを通して誰でもサロンを増やすとともに活動者の増加に努める
2: 継続	住民や関係機関等が連携して福祉活動に対する意識の高揚を図り、地域福祉のネットワークを築いていきます。見守りネット全体会議やその他事業を活用して、地域福祉会や住民と各関係機関が交流や連携を図れる取組を進める。	引き続き、見守りネットワーク事業の実施により、地域福祉会や関係機関の連携を図っていきます。
2: 継続	福祉のネットワークを拡充するため、研修会や勉強会を継続的に開催することにより、地域福祉におけるリーダー層の育成を図ります。	引き続き、見守りネットワーク全体研修会やその他の研修により、人材育成に努めます。
3: 見直し・改善	町内の研修ではなく地区ごとの小地域での研修会を検討する	研修会の増回を図る

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本6 地域福祉推進体制の強化

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容			
(1) 包括的な相談体制の充実	相談窓口の周知	広報紙やホームページ、機関紙、パンフレットなど多様な手段で、相談窓口の業務内容等の情報を周知し、住民にとって身近な存在にします。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	町広報等を通じて、相談窓口等について情報周知を行った。
	各種相談窓口の充実	住民が安心して暮らすを支えるため、引きこもり、生活困窮などさまざまな相談ごとに対応できる相談窓口の充実をめざします。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	令和4年度から「こどもの育ち・おとなの自立支援相談室」を実施し、ひきこもり等に関する相談窓口を開設した。
	包括的な相談支援ネットワークの構築	さまざまな生活課題を抱える方の相談窓口の充実をはじめとする、包括的な相談体制の構築に努めます。また、複合課題を抱える人の相談に対し、それぞれの相談支援事業所等のさまざまな主体がネットワークに参画し、課題を共有しながら支援を進めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	くみやま“あい”をつなぐプラットフォームにより、相談者の相談内容に適した支援に繋げられる体制整備を行った。
	心配ごと相談所等の開設	相談業務担当者の資質向上、関係機関との連携強化等を進めることで相談機能の強化を図ります。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	月2回の相談窓口の開設を行った。
	弁護士及び司法書士による無料法律相談の開設	開設回数や開設時間等を含め、現在の状況で継続して実施します。(弁護士相談：月1回、司法書士相談：隔月)	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	弁護士相談を毎月、司法書士相談を各月偶数月に行なった。
	地域に密着した総合相談支援体制づくり	身近な地域での相談から専門的な相談へと繋げることのできる体制づくりを進めます。また、どの窓口で相談を受けても、内容に応じた相談機関と連携して解決に繋げていける流れを作ります。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	相談があり内容に応じて臨機応変に他機関へつなぐことができた
	相談窓口案内パンフレットの作成	相談窓口の情報提供が的確にできるようにパンフレットや相談マニュアル等の作成を行います。	社会福祉協議会	D: いまだに取組めていない	パンフレット作成は特に行っておらず、他機関のパンフレットを活用し紹介している
(2) 地域における課題の収集と共有	地域における生活課題の調査と収集	高齢者等実態調査を民生児童委員協議会と町社協が2年ごとに協働で実施しています。また現在2地域で作成された要配慮者台帳の情報をもとにした福祉マップづくりを他の地域へも啓発していきます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	高齢者等実態調査は民生委員との協働で前回の調査から3年ごとに実施している。
	地域福祉活動と個人情報についての検討	さまざまな研修等の機会を活用し、地域福祉活動の推進と個人情報の保護についての高立について住民とともに検討します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	個人情報の保護については、様々な場面で触れるよう努めた。
	高齢者世帯等調査の実施	高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者の在宅介護者を対象にアンケート調査を行い、調査後の結果を今後の取組に十分に活用します。 ※3年に1回実施予定	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	3年に1回民生児童委員協議会と協働で調査を行っている
	新たな福祉ニーズ調査実施の検討	今日的な生活課題を抱える世帯を対象とした新たな福祉ニーズ調査を必要に応じて行います。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	3年に1回民生児童委員協議会と協働で調査を行う中で福祉ニーズ等の把握を行っている

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	広報紙やホームページ、機関紙、パンフレットなど多様な手段で、相談窓口の業務内容等の情報を周知し、住民にとって身近な存在にします。	様々な媒体を通じて、相談窓口等について広く周知に努めます。
2: 継続	住民が安心して暮らすを支えるため、引きこもり、生活困窮などさまざまな相談ごとに対応できる相談窓口の充実をめざします。	引き続き、ひきこもり等さまざまな相談に対応できる相談窓口の充実を努めます。
2: 継続	さまざまな生活課題を抱える方の相談窓口の充実をはじめとする、包括的な相談体制の構築に努めます。また、複合課題を抱える人の相談に対し、それぞれの相談支援事業所等のさまざまな主体がネットワークに参画し、課題を共有しながら支援を進めます。	相談窓口の担当部署や関係機関等の連携によるネットワーク体制のさらなる強化・拡大に努めます。
1: 重点・拡大	月2回の開設を行うとともに相談担当者の研修への参加により相談支援業務の資質向上を図ることができる	関係機関の連携強化、相談員の資質向上による相談機能強化を目指す
2: 継続	継続して弁護士相談を月1回、司法書士相談を偶数月に1回開設する	継続開設を行っていく
2: 継続	関係機関と顔が見える関係を作る。また、必要に応じて適切な関係機関へつなぐ	関係機関と顔が見える関係を作る。また、必要に応じて適切な関係機関へつなぐ
2: 継続	相談窓口パンフレット、相談マニュアルの作成を行う	相談窓口の情報提供を行う
2: 継続	高齢者等実態調査を民生児童委員協議会と町社協が2年ごとに協働で実施しています。また現在2地域で作成された要配慮者台帳の情報をもとにした福祉マップづくりを他の地域へも啓発していきます。	高齢者等実態調査については今後も継続して実施していく。福祉マップづくりについては、災害時等においても必要な情報となるため、策定に向けた働きかけを続ける。
2: 継続	様々な研修等の機会を活用し、地域福祉活動の推進と個人情報の保護について学ぶ機会を提供する。	様々な研修会等の機会において、地域福祉の活動の推進と個人情報の保護について学ぶ機会の提供に努める。
2: 継続	今後も高齢者世帯と対象者の実態把握のため調査を行う	3年に1回の調査で世帯状況が変わっている方に対しても支援を継続する
1: 重点・拡大	継続して調査を行うことで世帯状況の変化を把握する	継続的に調査を行うことで長期にわたった世帯状況の変化をみる事ができる。

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本6 地域福祉推進体制の強化

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容			
(3) 福祉サービスの利用援助とケアマネジメント機能の充実	福祉制度やサービスの周知・啓発	「広報くみやま」や、町ホームページ、パンフレットなどで、各種福祉制度やサービスの周知・啓発を行います。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	各種福祉制度やサービスについては、広報くみやま等で周知・啓発し、対象者へは個別案内を送るなど対応を行った。
	成年後見制度の利用促進支援	判断能力が十分でない住民が成年後見制度を活用できるよう、制度の周知や紹介、申立の支援を行います。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	社会福祉協議会や担当ケアマネから周知・紹介することで利用促進に繋がった。また、申立をするにあたって申立費用を負担する能力のない者に対しては、町が支援を行った。
	相談やサービスに関わる人材の研修の充実	町職員や町社協職員、ケアマネジャー、相談支援事業所の相談員等の研修機会を充実させます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	ケアマネ研修会等により専門職の資質向上に向けた取組を行った。
	ケア会議等の充実と「地域包括ケア推進会議」の実施	ケアマネジメントのあり方等を検証、検討する既存の地域ケア会議や、困難事例等個別のケースを随時検討するケース会議の充実を図ります。また、今後は可能な限り「ワンストップ」でのサービス提供ができるよう、各所管課や各機関の担当者が必要に応じて参加し、連携・調整を図る「地域包括ケア推進会議」を開催します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	必要に応じて地域ケア会議や困難事例等のケース会議、地域包括ケア推進会議を行った。
	広報啓発の実施	近隣社協と協働し、事業啓発講座を開催して関係機関等との連携や事業の理解を図り、生活支援員の増員にも繋げていきます。また、住民への各種サロンや町社協出前講座等での事業紹介を進めます。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	コロナ禍で縮小を余儀なくされていたが、継続して近隣社協と連携がとれている。地域のサロンでも事業の紹介を行った
	他制度（成年後見制度等）との連携	成年後見制度等の他制度との連携を図り、スムーズな移行等について準備を行います。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	必要に応じて成年後見制度への移行支援を行った。また、併用する支援も行った
	成年後見制度啓発講座等の開催	生活支援員等事業に関わる方々への制度理解等の啓発とともに、当事者や家族、住民に向けた支援を行います。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	生活支援員にも職員研修への参加を促している。ただ、住民向けには成年後見制度の講座は開催できていない
	地域福祉権利擁護事業の推進	判断能力に不安がある人に寄り添い、本人の意向を確かめながら支援を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	年々利用者は増加傾向にある。利用者の意思を確認しながら気持ちにより合った支援を行っている

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	「広報くみやま」や、町ホームページ、パンフレットなどで、各種福祉制度やサービスの周知・啓発を行います。	引き続き、必要なサービスが受けられるよう様々な媒体を通じて周知・啓発を行います。
1: 重点・拡大	判断能力が十分でない住民が成年後見制度を活用できるよう、制度の周知や紹介、申立の支援を行います。	成年後見制度利用促進計画を策定し、判断能力が不十分になり財産管理や日常生活に支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう利用促進を図ります。
2: 継続	町職員や町社協職員、ケアマネジャー、相談支援事業所の相談員等の研修機会を充実させます。	今後も研修機会の増加や内容の充実を図っていきます。
2: 継続	ケアマネジメントのあり方等を検証、検討する既存の地域ケア会議や、困難事例等個別のケースを随時検討するケース会議の充実を図ります。また、今後は地域包括ケアシステム構築の計画的かつ総合的な推進を図る「地域包括ケア推進会議」を開催します。	引き続き、必要に応じて地域ケア会議や困難事例等のケース会議、地域包括ケア推進会議を行います。
2: 継続	令和5年度は山城北中部合同講座の開催を計画している	山城北中部合同講座の継続開催を進めるとともに地域住民への事業の紹介を積極的に行う
2: 継続	必要に応じた成年後見制度への移行支援を行った	スムーズに移行できるよう関係機関との連携を図る
2: 継続	生活支援員や、住民向けの講座の開催の検討を進める	制度を多くの人に知ってもらえるよう広報と啓発を行う。
2: 継続	本人の意向を聞きながら確認しながら、利用者の寄り添った支援を行う	継続的な支援を行うことで、住み慣れた地域で住み続けることができるよう支援を行っていく

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課
(1) 包括的な相談体制の充実	生後3か月から満1歳までの乳児がいるご家庭に、訪問支援員が訪問し、子育ての不安や悩みの聞き取りや育児環境の把握、オムツなどの育児用品の配布をおこなうことで、相談・見守り・経済的サポートの充実を図る、「はぐくみ定期便」を開始した。	子育て支援課

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容			
(1) 自殺対策に係るネットワークの充実	各種関係機関・団体等との連携・強化	民生委員・児童委員や社協の絆見守りネットワーク等、関係機関・団体等と連携をとり、自殺対策に取り組みます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	くみやま“あい”をつなぐプラットフォームにより、相談者の支援に繋げられる体制整備を行った。
	ケース会議等による情報共有の実施	各種関係機関・団体等が抱える課題、住民からの相談内容等を共有し、速やかに適切な対応をしていけるよう取り組みます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	くみやま“あい”をつなぐプラットフォームにより、相談者の支援に繋げられる体制整備を行った。
	見守りが必要な人の把握	見守りが必要な人を把握し、常に支援できる距離感、相談体制をとりまします。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	くみやま“あい”をつなぐプラットフォームにより、身近に相談できる体制を整備した。
(2) 住民への周知と啓発	広報紙への掲載	町の広報紙を活用して、自殺対策に関する情報や正しい知識の普及を図ります。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	自殺予防週間に合わせて、自殺に関する周知・啓発を行った。
	HP・その他情報媒体による情報発信	町内の各種相談窓口をはじめ、京都府自殺ストップセンターなど、府の相談窓口についても情報発信します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	啓発物品の配布等により、相談窓口等の情報発信を行った。
	心の健康に関する講座・イベント等の開催	「自殺に関する講演会」をはじめとする、心の健康や自殺対策に係る講座やイベントを実施し、自殺や自殺予防に関して広く住民への周知を行います。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	自殺対策強化月間に合わせて自殺予防啓発講演会を実施した。
	自殺予防・心の健康づくり	地域における自殺対策を強化するため自殺防止に係る啓発事業を実施します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	自殺対策強化月間に合わせて自殺予防啓発講演会を実施した。
	自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組	国の取組と連携し、自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組を行います。また、啓発物品の配布等を行い、自殺予防に関する啓発活動を実施します。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	自殺予防週間に合わせて広報紙での啓発を行ったり、自殺対策強化月間に合わせて講演会を実施するとともに、啓発物品の配布を行った。
	子ども・若者に対する周知と啓発の実施	小中学校での自殺対策の講習の実施、成人式における自殺対策に係る情報周知の実施等、子どもや若者が自殺で悩み自殺に追い込まれることのないよう、支援を行います。	福祉課 学校教育課 生涯学習支援課	B: 計画通りの取組を行った	教育相談体制を充実し、早期の支援へ繋げている。 ・青少年の健全育成に努めたが、自殺対策に直接的な支援を行ったわけではない。
	児童のSOSの出し方に関する教育の実施	児童・生徒が悩みや課題に直面した際の対処方法を身につけるための教育、相談体制の周知を行い、悩み児童・生徒を早期に支援へ繋ぐ体制を整備します。	学校教育課	B: 計画通りの取組を行った	教育相談体制を充実し、早期の支援へ繋げている。
	社協だより等情報誌やホームページでの啓発	自殺対策に関する情報や知識を住民へ周知する媒体として、社協の情報誌やホームページを活用します。	社会福祉協議会	C: 取組んでいるが不十分である	自殺対策といった情報の周知ではなく、支援が必要な方が抱える生活課題を支援するための相談窓口の設置について情報発信している

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	民生委員・児童委員や社協の絆見守りネットワーク等、関係機関・団体等と連携をとり、自殺対策に取り組みます。	くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム等の連携を活用し、自殺対策に取り組みます。
2: 継続	各種関係機関・団体等が抱える課題、住民からの相談内容等を共有し、速やかに適切な対応をしていけるよう取り組みます。	くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム等の連携を活用し、身近な相談窓口として適切な支援に繋げるよう取り組みます。
2: 継続	見守りが必要な人を把握し、常に支援できる距離感、相談体制をとりまします。	くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム等の連携を活用し、身近な相談窓口として適切な支援に繋げるよう取り組みます。
2: 継続	町の広報紙を活用して、自殺対策に関する情報や正しい知識の普及を図ります。	引き続き、広報くみやまを通じて、自殺に関して広く周知・啓発を行います。
2: 継続	町内の各種相談窓口をはじめ、京都府自殺ストップセンターなど、府の相談窓口についても情報発信します。	引き続き、各種相談窓口等について情報発信を行います。
2: 継続	「自殺に関する講演会」をはじめとする、心の健康や自殺対策に係る講座やイベントを実施し、自殺や自殺予防に関して広く住民への周知を行います。	引き続き、自殺予防啓発講演会等により、広く住民への周知・啓発を行います。
2: 継続	地域における自殺対策を強化するため自殺防止に係る啓発事業を実施します。	自殺予防啓発講演会や啓発物品の配布等により、広く住民へ啓発を行います。
2: 継続	国の取組と連携し、自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組を行います。また、啓発物品の配布等を行い、自殺予防に関する啓発活動を実施します。	引き続き、国の取組と連携し、広報紙への記事掲載や講演会の開催、啓発物品の配布等による啓発活動を行います。
2: 継続	小中学校での自殺対策の講習の実施、二十歳のつどいにおける自殺対策に係る情報周知の実施等、子どもや若者が自殺で悩み自殺に追い込まれることのないよう、支援を行います。	・自殺対策に係る情報の周知等を行って行きます。 ・相談体制を維持するとともに、早期の支援に努めます。
2: 継続	児童・生徒が悩みや課題に直面した際の対処方法を身につけるための教育、相談体制の周知を行い、悩み児童・生徒を早期に支援へ繋ぐ体制を整備します。	相談体制を維持するとともに、早期の支援に努めます。
2: 継続	職員が自殺予防対策に関する知識を深め、関係機関との連携を深める	地域で見守り等を行う中で気軽に社協や地域住民に相談できる関係を作る

第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画 中間評価シート

基本7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

事業	取組	現計画の記載内容	担当課	中間評価	計画前半の取組状況、評価の理由等
		取組内容			
(3) 生きることへの促進要因への支援	居場所づくり	誰も自殺に追い込まれることのないよう生涯学習の振興、スポーツ等健康づくりの推進等、居場所を作り、人と関わる機会を増やし、生きることの促進要因を増やします。	生涯学習応援課	B: 計画通りの取組を行った	・第57回久御山町民運動会については、昨年度と同様に午前からの開催を予定。 ・スポーツに親しむ日については、年2回開催予定。1回目は6月24日に実施。
	相談支援体制の充実	各種相談支援事業を実施し、相談内容を早期に適切に支援に繋げられるよう努めます。また、悩みを抱える人や、自死遺族の人等が、相談しやすい環境を整備していくため、相談窓口の周知に努めます。	福祉課	B: 計画通りの取組を行った	相談支援事業や、関係機関等との相談支援ネットワークを活用し、相談内容を早期に適切に支援に繋げるよう努めます。
	健康診断受診促進に向けた取組の実施	各種健康診断の受診率促進に向けた取組を進め、住民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、健康増進を心掛けられるよう努めます。	国保健康課	B: 計画通りの取組を行った	高齢者の医療の確保のための法律に定められている健康診査で、特定健康診査の未受診勧奨通知を実施し、受診率向上を図っている。
	見守り・各種訪問活動の充実	社会福祉協議会が実施する見守り活動や、乳幼児全戸訪問等の訪問活動を実施し、悩みを抱える人の早期発見に向けた対応を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会	B: 計画通りの取組を行った	・乳幼児全戸訪問を行うとともに、各種健診では、未受診の対応として、こども園訪問などで全数把握に努めている。 ・社協では、絆見守りネットワークの啓発を行い必要に応じて訪問や相談等を行った
	いじめや不登校に対する対応の強化	小中学校へのスクールカウンセラー配置、別室登校生徒に対する心の教育相談員による相談支援の実施等、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを整備し、対応を強化します。	学校教育課	B: 計画通りの取組を行った	小中学校へのスクールカウンセラー配置し、児童・生徒が相談できる体制を整えている。

方向性	計画後半に向けて	
	取組内容	今後の方針
2: 継続	・町民運動会 ・スポーツに親しむ日	・町民運動会については、町制70周年を見据えて来年度盛大に開催を予定。 ・スポーツに親しむ日については、従来どおり、年2回の開催を予定。
2: 継続	各種相談支援事業を実施し、相談内容を早期に適切に支援に繋げられるよう努めます。また、悩みを抱える人や、自死遺族の人等が、相談しやすい環境を整備していくため、相談窓口の周知に努めます。	引き続き、相談支援事業や関係機関等との相談支援ネットワークを活用により、相談内容を早期に適切に支援に繋げるよう努める。
2: 継続	今後も対象者への受診勧奨通知や健康に関心を持つよう啓発に取組む。	特定健康診査の受診率向上と特定保健指導の充実を目指す。
2: 継続	・継続して乳幼児全戸訪問を行い、見守り活動を続けていく。 ・絆見守りネットワークの啓発を行い、より多くの人が見守り活動に携わる地域作りを行う	・子育て応援センターはくみとも連携し、困難を抱えるご家庭の把握に努める。 ・引き続き絆見守りネットワークを推進する
2: 継続	小中学校へのスクールカウンセラー配置、別室登校生徒に対する心の教育相談員による相談支援の実施等、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを整備し、対応を強化します。	引き続き、児童・生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

該当する事業番号	【新規】取組内容	担当課